

## 1 議事日程（5日目）

〔令和5年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

令和5年12月19日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第49号 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第50号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第3 意見書第7号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第4 意見書第8号 教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書
- 日程第5 議案第51号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第52号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第53号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第55号 令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第56号 令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第57号 令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第60号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 意見書第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書
- 日程第13 議案第58号 令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第59号 令和5年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第54号 令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第61号 令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第17 発議第3号 特別委員会（史跡地活用調査研究特別委員会）の設置について
- 日程第18 議員の派遣について
- 日程第19 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	タコスキッド	議員	2番	馬場礼子	議員
3番	今泉義文	議員	4番	森田正嗣	議員
6番	入江寿	議員	7番	木村彰人	議員
8番	徳永洋介	議員	9番	船越隆之	議員
10番	堺剛	議員	11番	笠利毅	議員

12番 原 田 久美子 議員  
14番 陶 山 良 尚 議員  
16番 長谷川 公 成 議員  
18番 門 田 直 樹 議員

13番 神 武 綾 議員  
15番 小 畠 真由美 議員  
17番 橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	楠 田 大 蔵	副 市 長	原 口 信 行
教 育 長	井 上 和 信	総 務 部 長	高 原 清
総 務 部 理 事	轟 貴 之	市民生活部長	高 原 寿 子
健康福祉部長	川 谷 豊	都市整備部長	柴 田 義 則
観光経済部長	友 添 浩 一	教 育 部 長	中 山 和 彦
教 育 部 理 事	八 尋 純 次	総 務 課 長 併 選挙管理委員会事務局長	佐 藤 政 吾
総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼シティプロモーション担当課長	杉 山 知 大	市 民 課 長	今 村 江 利 子
福 祉 課 長	大 谷 賢 治	都市計画課長	古 賀 千 年 志
上下水道課長	大久保 信 孝	観光推進課長兼 地域活性化複合施設本宰府館長	西 山 英 毅
監査委員事務局長	添 田 邦 彦		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	野 寄 正 博	議 事 課 長	花 田 敏 浩
書 記	木 村 幸 代 志	書 記	三 舂 貴 市

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります前に、教育部理事から発言の申出がっておりますので、許可します。

教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） ただいま議長より許可をいただきましたので、発言いたします。

12月13日の一般質問、原田久美子議員からの竹林対策についての質問に対して、通学路の状況について、児童の登下校を見守っていただいている地域の方や保護者からの情報によりますと、令和5年5月24日以降の落竹は確認されておらずとご回答いたしました。その後、様々なご指摘を受け、警察等から情報を取りましたところ、7月と11月に現場の竹が傾いた状態になる事案が発生したことを確認いたしました。

今後も、通学路については、平素から注意深く注目していくとともに、児童に危険が及ばないように対応を取ってまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第4まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第1、議案第49号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」から日程第4、意見書第8号「教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第49号、議案第50号、意見書第7号及び意見書第8号の4件について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第49号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」。

本議案は、太宰府市内に設置されている9つの共同利用施設、都府楼、水城、長浦台、青葉

台、大佐野台、向佐野、国分、通古賀、吉松は現在各自治会を指定管理者としており、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの向こう3年間につきましても、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定による公募によらない候補者の選定により、引き続き当該自治会を指定管理者として指定するものです。

委員から、共同利用施設の経営状況はどのように把握されているかとの質疑がなされ、執行部からは、事業報告書等にて確認するようになっているとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第49号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、今年8月の人事院勧告に伴い、本市においてもこれまでと同様に本勧告に従い、国家公務員の例に準じ改正するもので、特別職、一般職、再任用職員、議員、任期付職員及び会計年度任用職員の給与等についての改定を行うものです。

委員からは、在宅勤務手当について質疑がなされ、執行部からは、国と地方公共団体で手当制度が異なる部分があり、太宰府市においてはまだ検討中であるとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第50号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、意見書第7号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、意見書に対して提出委員から補足説明があった後、委員から、今回の意見書を12月議会で提出する根拠について質疑があり、提出委員から、県議会や筑紫野市では9月議会にて同様の意見書を可決しているが、意見書は1回の提出ですぐ国が動くとは限らないため、要望を上げる必要があるとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論では、提出する時期などについて醸成を図る必要を感じたが、賛成すべき内容だと思うとの賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、意見書第7号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、意見書第8号「教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書」について、委員から、他県では教師1人当たりの生徒を減らす動きがあるところもある。定数増について県に要望を上げるのは非常によいことだと思うなどの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、意見書第8号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第49号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」の委員長報告に対し質

疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、意見書第7号「地方財政の充実・強化に関する意見書」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、意見書第8号「教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第49号、議案第50号、意見書第7号、意見書第8号、以上4件について討論を行います。

意見書第8号について通告がっておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番(木村彰人議員) 意見書第8号「教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書」について、賛成の立場で討論いたします。

本意見書の内容を精査、検討する中で、教員不足には様々な理由が絡み合っていることが分かりました。定年による大量退職に伴い、講師として名簿に登録していた人の多くが正規職員に採用され、登録者が激減しています。この状況の中で、特別支援学級の増加により必要な教員数が増加しており、さらに産休や育休の取得者、病休者などで欠員が生じ、教員不足に拍車がかかっています。

一方で、2021年度に行われた福岡県の教員採用試験の倍率は、小学校教員が1.3倍、中学校教員でも2.6倍と、小・中学校ともに全国で最も低くなっています。福岡県も様々な改善策に取り組んでいますが、そもそも教員の成り手不足が影響して、なかなか効果が上がっていないのが現状のようです。

教員不足の対策としては、教員の質を落とさず増やす方策と現職の教員を減らさない工夫とといった2つのアプローチがあるとされています。まず、新しい教員をより多く採用するなどの増やす方策については、本意見書により定数増など抜本的な対策を福岡県にお願いするとして、一方、現職の教員を減らさない工夫については、学校現場が所在する基礎自治体が学校関係者と共に頑張る部分であると考えます。具体的には、教員の職場改善ということになりますが、さらに進んで児童・生徒のための学校改革につなげていただければと考えます。

以上、申し添えまして、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第49号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第49号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時09分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時09分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、意見書第7号「地方財政の充実・強化に関する意見書」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時10分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、意見書第8号「教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、意見書第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第12まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第5、議案第51号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第12、意見書第6号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准

を要請する意見書」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第51号から議案第53号、議案第55号から議案第57号、議案第60号及び意見書第6号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第51号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により条例の一部を改正するもので、その内容は来年秋に予定されている保険証の廃止に伴い、現在、保険証提示で事務処理を行っている医療費助成について被保険者及び保険者情報が必要となることから、医療保険各法に関する規定と情報利用を関連条例に組み込むものです。

審査の過程において、委員からは、特定個人情報の提供について問題があった場合はどこが所管するののかとの質疑がなされ、執行部より、特定個人情報もしくは個人情報等の問題があった場合の市の所管は文書情報課になるかと考えているとの回答を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第51号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」。

本条例は、税制審議会答申に基づき、本税の適用期間を現行から3年延長し、令和6年5月22日から令和9年5月22日に改正するものです。

審査の過程において、委員からは、歴史と文化の環境税の近年の収入状況について毎年の増減はどうなっているのかとの質疑がなされ、執行部より、コロナの影響で減少したが、昨年からは回復傾向にある。しかし、コロナ前の水準にはまだ達していないとの回答を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第52号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」。

本条例について、令和5年5月11日から施行された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、一部コンビニエンスストアでスマートフォンを使った印鑑登録証明書等の交付が可能になることにより、条例の第13条の2の全部を改正するものです。

審査の過程において、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第53号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」。

本議案は、歳入歳出それぞれ5,471万6,000円を追加するものであり、補正内容の主なものについて、前年度繰越金に令和4年度決算における歳入歳出差引き残高9,975万4,727円を計上するため、既決予算5,000万円との差額4,975万4,000円の増額補正をし、この前年度繰越金から令和4年度に交付を受けた保険給付費等交付金の超過交付に係る償還金1,530万6,902円を差し引いた額8,444万7,000円を国民健康保険財政調整基金に積み増し、保険給付費等交付金償還金において、既決予算5,000万円と実際の償還金との差額3,469万3,000円の減額補正をするものです。そのほか、人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の人件費増額や産前産後期間の国民健康保険税の免除制度による医療給付費分の財源更正、特定健康診査等事業費のシステム改修費用などを計上しています。

審査の過程において、委員からは、特定健康診査等事業費の健診項目の内容拡大について具体的な内容はどの質疑がなされ、執行部より、特定健康診査の見直しでは、血中脂質検査方法の変更や問診票の選択肢の詳細化がある。また、特定保健指導としては、アウトカム評価の導入による評価体制の見直しがあるとの回答を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第55号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号「令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」。

本議案は、人事院勧告や人事異動に伴い、歳入歳出予算にそれぞれ212万5,000円を追加補正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第56号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」。

本議案は、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ415万4,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ86万8,000円を追加するもので、主な内容は、人事院勧告に伴う人件費の補正と令和6年度の介護保険制度改正に伴う地域密着型事業所指定システムのアップグレード対応による補正をするものです。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第58号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」。

本条例は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を



改正する法律の公布により、地方税法の一部が改正されることに伴い改正するものです。子育て世代の負担軽減及び次世代育成支援として、出産被保険者に係る国民健康保険税の免除制度が導入されることに伴い、産前産後期間分の国民健康保険税を減額するものです。

審査の過程において、委員からは、申請が遅れた場合も減額は可能かとの質疑がなされ、執行部より、時効の範囲内で遡及して適用するとの回答を受けました。

次に、委員から、周知方法について質疑がなされ、執行部より、広報紙及びホームページに掲載する。また、国保年金課と子育て支援課の窓口チラシを配架しており、課同士で申請を案内する連携体制は整っているとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第60号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、意見書第6号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書」について協議を行った結果、本意見書に対する意見、討論はなく、採決の結果、意見書第6号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第51号から議案第53号、議案第55号から議案第57号、議案第60号及び意見書第6号の報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第51号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第52号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第53号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第55号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第56号「令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第57号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第60号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、意見書第6号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第60号、意見書第6号、以上8件について討論を行います。

議案第51号について通告がっておりますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番(神武綾議員) 議案第51号、反対の立場で討論いたします。

来年秋、保険証が廃止され、マイナ保険証に移行されることを前提とした条例改正となっております。

既にマイナ保険証で受診されている方で、これまで医療窓口で資格が確認できない誤情報登録や他人の情報登録などのトラブルが起っております。マイナンバーカードを取得していない市民は、申請主義である資格証明書の発行により保険適用となりますが、全ての人が申請することができるのか、無保険者が発生する可能性が否定できません。国民皆保険制度の崩壊を招くこととなります。

今後、保険証を皮切りに、行政分野においてマイナンバー利用促進、一体化が進めば、マイナンバーカードの強制取得につながります。法律上、取得は任意であることが形骸化されます。

今議会に健康保険証の存続を求める意見書採択についての陳情もあっていることも含め、反対といたします。

○議長(門田直樹議員) 次に、意見書第6号について通告がっておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番(木村彰人議員) 意見書第6号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書」について、賛成の立場で討論します。

日本政府は、女性差別撤廃条約を批准しながら、その実効性を高めるために設けられた選択議定書について20年以上も批准していません。国連の女性差別撤廃委員会の度重なる要請にもかかわらず、なぜ我が国は長年にわたって選択議定書を批准しないのか。その理由としては、

個人通報制度と調査制度が日本の司法制度や立法政策との関連で問題が生じる可能性があると言われてはいますが、具体的な問題点については何ら明らかにされていません。日本政府が、我が国固有のジェンダーに関する問題に対して、将来の通報や調査に対する不安や懸念から批准に向けての検討をせず、結論を先送りしてきた結果であると思われます。

選択議定書を批准するということは、我が国が女性に対する差別をなくすための国際的な取組に参加することを意味します。国際社会と協調しながら女性に対する差別をなくすこと、つまりジェンダー平等における世界標準化により、日本の社会全体がより公正で平等なものになると考えます。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 通告していませんけれども、賛成討論よろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 許可します。

○8番（徳永洋介議員） いいですか。

意見書第6号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書」について、賛成の立場で討論します。

1979年、国連で生まれた女性差別撤廃条約は、1985年、日本はこの条約を批准しました。女性差別撤廃条約制定から20年を経た1999年、条約の実効性を強化し、一人一人の女性が抱える問題を解決するために改めて採択されたのが女性差別撤廃条約選択議定書です。選択議定書には、個人通報制度と調査制度の2つの手続があります。それらを利用するには、新たな批准が必要です。

今、日本の課題は、ジェンダー平等度153か国中121位、世界女性国会議員ランキング、衆議院166位、参議院39位、夫婦同姓を法で強制されるのは日本だけ、男女賃金格差、女性は男性の73.3%、非正規雇用者の割合、男性22.2%、女性56.1%、妊娠、出産で退職する女性は50%、医学部入試で女性は減点など、様々な課題があります。このことが日本の少子化を進めているのではないのでしょうか。

まずは、批准をしないと始まりません。選択議定書の批准国は114か国となっています。選択議定書の批准は、女性差別撤廃の取組を強化し、男女平等と社会の形成を促進するものであり、ついでには男女平等の実現に向けた一層の努力をうたった男女共同参画社会基本法の理念に従い、この女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書についての賛成討論とします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第51号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条

例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対2名 午前10時28分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第52号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時28分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第53号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時29分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第55号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時29分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第56号「令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時30分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第57号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成

の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時30分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第60号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時30分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、意見書第6号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13と日程第14を一括上程

○議長(門田直樹議員) お諮りします。

日程第13、議案第58号「令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」及び日程第14、議案第59号「令和5年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

[6番 入江寿議員 登壇]

○6番(入江 寿議員) 建設経済常任委員会に付託されました議案第58号及び議案第59号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、執行部より、議案第58号「令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」、今回の補正内容は、現在実施している松川浄水場耐震補強工事に伴う松川浄水場の停止期間を延長する必要が生じ、その間の配水量を確保するため、福岡地区水道企業団からの受

水増量分として原水及び浄水費に1,706万9,000円を増額するもの、落雷等による水道施設の修繕が増加していることから、修繕費として配水及び給水費に349万5,000円を増額するもの、また本年8月の人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の給与費等47万4,000円を増額するものとの説明がありました。

委員から、停止期間を延長する理由はとの質疑に対し、執行部から、浄水場を停止して現地精査及び工事着手したところ、工事対象施設に固着した浄水過程で出る汚泥の撤去に時間がかかったことや、またコンクリート構造物の撤去を重機で行う予定であったが難しいところがあり、人力で行う必要が生じ日数を要することになったなど、当初の想定より困難な工事になっているとの説明がありました。

次に、委員から、渇水となってきたが今後の水事情の見込みはどうかとの質疑に対し、執行部から、9月以降少雨傾向が続いており、筑後川水系の連絡調整会議で調整がなされており、市として情報収集に努めているとの説明がありました。

次に、委員から、工事期間が延長されるが工事費に変更はないのか、受水費を1,700万円増額するということが当初金額は幾らか、渇水傾向が続いているが福岡地区水道企業団からの受水に影響はないのかとの質疑に対し、執行部から、全体の工事期間に変わりはなく、既決の予算で対応する。受水費は当初予算4億9,000万円に今回1,700万円増額要求しているが、実際の費用は受水量による。また、渇水傾向の受水への影響については、福岡地区水道企業団と随時調整しているとの説明がありました。

次に、委員から、給与費に関しては時間外勤務手当の割合が大きいがとの質疑に対し、執行部から、予算計上の際、前年度の実績を参考に夏場の大雨災害対応、漏水対応等を見据えて余裕を持って予算化しているとの説明がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第58号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号「令和5年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」。

今回の補正内容は、本年8月の人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の給与費等を31万5,000円増額するものである。また、近年の長期金利上昇を鑑み、資金運用の拡充を図るため、有価証券購入費として投資有価証券に1億円を増額するものとの説明がありました。

委員から、過去にも有価証券の購入をしているようだが実績はどうか、運用について企業会計だけではなく太宰府市として統一しているのかとの質疑がなされ、執行部から、資金運用としては元本を確保していく。現時点では含み損が生じているが、満期までに保有すれば元本が保証される。資金運用からすると、定期預金より有価証券が有益である。太宰府市として資金運用方針を定めており、一般会計、企業会計同様の取扱いであるとの説明がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第59号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第58号「令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第59号「令和5年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第58号、議案第59号について討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号「令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時38分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第59号「令和5年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第54号 令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第15、議案第54号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案は、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 予算特別委員会に審査付託されました議案第54号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」、その審査内容と結果を報告いたします。

今回、補正予算の審査に当たりましては、人件費に関連する補正項目が多く計上してあることから、まず1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費について一括して説明を受け、審査を行い、その後人件費以外の項目について歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け、審査を行いました。

まず、人件費に関する補正項目の一括説明では、本年8月の人事院勧告に従い、その必要な経費の補正をお願いするものと本年4月などに実施した定期人事異動等に伴う人件費を計上している。今回の人事院勧告の主な内容としては、まず一般職の月例給について初任給及び給料月額を平均改定率1.1%引き上げるものである。次に、ボーナスについて、特別職や議員については0.1月分、一般職は期末手当と勤勉手当を合わせて0.1月分の引上げとなり、会計年度任用職員についても一般職と同様の勧告がなされており、それらを併せて本定例会に議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」も提案している。

以上が今回の主な人事院勧告の内容となるが、予算額に大きな影響を与えるものではないものの、冒頭の説明のとおり、定期人事異動の影響も併せて不足する項目のみ計上している。また、2款1項10目人事管理費の細目001職員給与費、退職手当組合負担金及び共済組合長期追加負担金については、今年度の希望の退職職員が当初想定より少なかったため、減額の補正を計上している。さらに、会計年度任用職員については、一般職と同様の改定であるが、その計上項目が多数にわたっているため、不足が見込まれる項目に必要額を計上している。

以上のとおり、退職手当組合負担金及び共済組合長期追加負担金を除き、全て人事院勧告及び定期人事異動に伴うものを計上しているとの説明を受けました。

その後、人件費以外の項目について説明を受け、審査を行ったものから主なものを報告します。

まず、9款1項4目災害対策費、細目001災害対策関係費4,984万7,000円のうち、人件費を除く4,960万円の増額補正について。工事対象箇所は、令和5年7月の豪雨により高雄一丁目の民家裏山ののり面が2か所崩壊したもので、今回の豪雨災害が激甚災害の指定を受けたことで災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の要件を満たしたため、工事設計のための測量、調査などに係る委託料1,615万円及び工事請負費3,345万円の補正を計上している。関連する歳入として、国から事業費の50%、県から40%が補助されるため、16款2項7目1節消防費補助金の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金として、事業費の10分の9の4,464万円を計上している。また、事業費の残り10分の1のうち90%が起債の対象となるため、22款1項4目2節災害対策事業債に446万4,000円を計上している。さらに、現在、福岡県へ事業申請中とのことで、年度内の完了が難しいことから、繰越明許費として4,960万円を計上している。あわせて、地方債補正に災害対策関係事業債446万4,000円を計上しているとの説明を受けました。



委員から、どういった工事をするのか、災害復旧工事なので工事を急いだほうがいいのかなどの質疑があり、執行部から、型枠でのり面を固めてその中を植生する工事となっている。現在、県に申請中の段階で、現地はブルーシートで養生しているなどの回答がありました。

次に、10款5項2目施設管理運営費、細目001スポーツ施設管理運営費1,507万5,000円の増額補正について。令和2年度から使用を休止している太宰府史跡水辺公園の屋外プールについて、総合体育館でのワクチン集団接種が終了したことに伴い、駐車場確保の必要性が解消されたことから、来年夏の再開に向けた準備を早期に進めるため、施設改修工事設計監理等委託料341万円及び施設改修工事1,166万5,000円を計上している。関連する歳入として、19款1項1目基金繰入金、1節公共施設整備基金繰入金として歳出予算と同額の1,507万5,000円を計上している。なお、本改修事業につきましては年度内に完了しないことから、全額1,507万5,000円を繰越明許費に計上しているとの説明を受けました。

委員から、どこを改修工事するのかなどの質疑があり、執行部から、循環ポンプの取替え、ろ過器の操作弁の改修、地下排水ポンプの改修などを行うなどの回答がありました。

次に、債務負担行為補正の主なものとして、令和の日記念事業関係費について。令和改元から次年度で5年を迎えるに当たり、令和の都だざいふの魅力を改めて市民や本市を訪れる観光客の皆様にお伝えすることを目的として、令和6年5月に令和の日記念事業を計画しており、500万円計上しているとの説明を受けました。

委員から、どんな内容のものが行われるのかとの質疑があり、執行部から、現時点では内容はまだ定まっていないとの回答がありました。

次に、水泳指導業務委託料、太宰府南小学校について。市内の小学校において現在進めている民間プール等を活用した水泳授業について、4校目として太宰府南小学校を令和6年度から計画しており、419万3,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、これまで導入して先生方の感想はどうか、また使用しなくなったプール自体はどうするかなどの質疑があり、執行部から、アンケートを取っているが、先生方の反応はおおむねいいようである。また、プール自体は防火水槽も兼ねており、今後の検討事項であるなどの回答がありました。

そのほかの審査についても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第54号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで予算特別委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第54号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番(木村彰人議員) 議案第54号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」、賛成の立場で討論いたします。

補正予算額5億3,395万4,000円につきまして、賛成するに当たり、3点ほど要望、意見を申し述べます。

まずは、民間プールを活用した水泳指導業務委託料、太宰府南小学校分419万3,000円についてです。

令和元年度から始まった取組で、経費の節減とともに複数の事業導入効果が期待される事業になります。また、市長の公約でもあります新しい公共にもつながるものと考えます。太宰府南小を加えることで、7小学校の中で4小学校での実施になります。今後も、計画的に拡大するとのことですので、複数あるとされる事業効果の定量的な整理と検証、放置されるプール施設のその後の処置や民間委託が難しいとされる小学校との公平性等の課題の検討をお願いしたいと考えます。

次に、史跡水辺公園の屋外プールの改修費用1,507万5,000円について。設備の不具合で突然今年の夏の営業が中止になった同施設は、建築後29年を経過し、プール設備などの老朽化が進んでいます。今さらではありますが、適切な予防、保全、改修が行われていれば、突然の営業中止を回避できたのではないかと思います。いかがだったのでしょうか。また、改定された公共施設等総合管理計画によると、この屋外プールの基本方針として、費用削減のため老朽化した屋外プールの用途廃止を検討するとの記述がありました。利用者が多い施設だけに驚いています。今後、公共施設の再編を検討する中でしっかりと議論を尽くすべきであると考えます。

最後に、水城小学校仮設校舎賃借料542万3,000円と水城小学校給食調理配達等業務委託料1,211万1,000円について。これらは、現在進行中の新校舎の完成が令和6年3月下旬ぎりぎりとなるため、その後の新校舎への引っ越しや新調理場の稼働等、スケジュールの遅延で発生する追加費用になります。新校舎のスタートが、4月の新学期から5月の連休後にずれ込むことも残念ですが、諸事情を考慮してやむなしと理解しています。50年ぶりの校舎の建て替えとともに、水城小学校開校150周年の大きな節目でもあります。そして何よりも、コロナ禍の3年間とともに、新校舎建設で不自由な学校生活を強いられている在校児童にとって、特別な新校舎での学校生活のスタートになるよう、特段の配慮と周到な準備をお願いしたいと考えます。

以上、申し添えまして、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの予算特別委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第61号 令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第16、議案第61号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 改めましておはようございます。

令和5年太宰府市議会第4回定例会最終日を迎えまして、本日も提案申し上げます案件は、補正予算1件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ6億1,051万7,000円を追加し、予算総額を331億5,912万円にお願いするものであります。

内容といたしましては、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策を受け、特に物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり7万円の給付金を早期に支給するため、関連する予算を計上しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時54分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 発議第3号 特別委員会(史跡地活用調査研究特別委員会)の設置について

○議長(門田直樹議員) 日程第17、発議第3号「特別委員会(史跡地活用調査研究特別委員会)の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長 長谷川公成議員。

[16番 長谷川公成議員 登壇]

○16番(長谷川公成議員) 発議第3号「特別委員会(史跡地活用調査研究特別委員会)の設置について」提案理由の説明を申し上げます。

皆さんご存じのように、太宰府市の面積の16%が史跡地であります。市では、令和2年度の地方分権改革推進提案で実現した規制緩和により、史跡管理のために生じる廃棄材等の有効活用や史跡地の梅を活用した特産品の開発などを推進しておられます。議会としても、本市の史跡地の活用について、特別委員会を設置して多面的に調査研究を行い、執行部に対して提言を行ってまいりたいと考えております。

提出者は議会運営委員長長谷川公成、名称は史跡地活用調査研究特別委員会、経費は予算の範囲内とし、設置期間は付議事件の審査終了までとしたいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(門田直樹議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時57分〉

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、

|               |                |
|---------------|----------------|
| 3番 今 泉 義 文 議員 | 7番 木 村 彰 人 議員  |
| 8番 徳 永 洋 介 議員 | 9番 船 越 隆 之 議員  |
| 10番 堺 剛 議員    | 12番 原 田 久美子 議員 |
| 13番 神 武 綾 議員  | 17番 橋 本 健 議員   |

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

史跡地活用調査研究特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたし

ます。

委員長に舩越隆之議員、副委員長に神武綾議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議員の派遣について

○議長（門田直樹議員） 日程第18、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 閉会中の継続調査申し出について

○議長（門田直樹議員） 日程第19、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から、太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申出がっております。

お諮りします。

それぞれの申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これもちまして令和5年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、令和5年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午前11時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和6年2月15日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹

会議録署名議員 馬 場 礼 子

会議録署名議員 今 泉 義 文